

寒川町事務分掌等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(課等の事務分掌) 第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。 企画部 企画政策課 企画マーケティング担当 ～略～ (7) 経営戦略会議、経営戦略調整会議及び<u>部長会議</u>に関する こと。 ～略～ 学び育成部 ～略～ 子育て支援課 ～略～ のびのびすくすく担当 ～略～ (2) <u>子育て世代包括支援センター事業</u>に関する こと。 ～略～ 都市建設部 ～略～ 都市整備課 市街地整備担当 (1) 市街地整備に関する こと。 (2) 田端西地区のまちづくりの 推進に関する こと。 (3) 寒川駅南口整備事業に関する こと。 (4) <u>寒川駅北口地区土地区画整理事業に係る清算</u>に関する こと。 (5) 寒川駅周辺整備事業に係る 用地の管理に関する こと。 (6) 課の庶務に関する こと。 ～略～	(課等の事務分掌) 第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。 企画部 企画政策課 企画マーケティング担当 ～略～ (7) 経営戦略会議、経営戦略調整会議及び<u>全庁会議</u>に関する こと。 ～略～ 学び育成部 ～略～ 子育て支援課 ～略～ のびのびすくすく担当 ～略～ (2) <u>こども家庭センター</u> に関する こと。 ～略～ 都市建設部 ～略～ 都市整備課 市街地整備担当 (1) 市街地整備に関する こと。 (2) 田端西地区のまちづくりの 推進に関する こと。 (3) 寒川駅南口整備事業に関する こと。 (削る) (4) 寒川駅周辺整備事業に係る 用地の管理に関する こと。 (5) 課の庶務に関する こと。 ～略～ 附 則 <u>この規則は、令和6年4月1日から施行す る。</u>